

東日本旅客鉄道株式会社

常務執行役員 新幹線統括本部長 池田 裕彦 殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

「新・JINJRE」初期設定等に伴う労働基準法第 32 条違反を直ちに是正し、 不払い労働の撲滅を求める申し入れ

8 月 16 日、2 度の稼働延期を経て「新・JINJRE（以下、「JINJRE」と記す）」が使用開始（勤務関係の一部のみ）となりました。使用開始以降「JINJRE」を使用するためには、社員個々に貸与されている業務用 PC 若しくはタブレット端末からの初期認証作業を行わなければ使用できないシステムとなっています。これまで、使用開始に係る全社員教育や事務担当者向けの説明会等は「勤務」として取り扱われてきましたが、初期認証作業に係る取り扱いについては「自分の時間」にて行うように指示がなされました。一方、他支社においては、実作業時分または職場で定めた一定時分を時間外労働とするなど適切な対応を行っています。

この間、会社は「適正な労働時間管理」として労働時間管理の厳正化を管理者中心に教育・指導し、社員に対しても周知等に取り組んでいます。しかし、今回の「JINJRE」使用開始に伴う労働時間管理は杜撰であると言わざるを得ず、これまでの取り組みを否定する事態です。また、乗務員勤務制度においては休憩という概念は存在せず、労働時間は 1 分単位で管理されているものであり、自分の時間などありません。

労働基準監督署からは、業務に関する仕組みを変えることや諾否を問わず社員が使用しなければいけないシステムに関する事項について「労働時間として取り扱うのは当たり前」「このような会社は他にはない」など、厳しい指摘を受けています。会社に対して不信感が募る現状を早急に解消し、業務に必要な不可欠なシステム使用開始に関する労働時間計上については、作業実態に即して、必要な実作業時分全てを労働時間として取り扱うことが急務です。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

記

1. 「新・JINJRE」導入に伴う社員への各貸与端末による初期設定等に係る初期認証作業については、実作業時分を労働時間として取り扱うこと。また、導入月に勤務時間として取り扱わなかった事案については、実作業時分を労働時間として計上し追給すること。

2. 今申し入れに対する回答は、2022年9月30日までに行うこと。また、団体交渉は2022年10月15日まで実施すること。

以 上